

単位制と法学教育 ～山田ゼミの活動を例として

法学部 山田剛志

Degree System in the University and Law Education

Tsuyoshi YAMADA (Faculty of Law)

In the law faculty, we made students curriculum free, so that there is no required subject for students. We hoped that very eager students can study hard according to their interest. But the fact was that many students skip very important, but difficult law subject such as civil law, criminal law, or corporate law. I was afraid to see this situation, because when students get a job, they must have legal knowledge. In the company or governmental office, they are expected to have legal background. But students tend to avoid those difficult subject. Law is useful, this is my policy, and we can learn how we can understand the problems around the world by legal mind.

It is believed in many cases that university professor doesn't have to consider about students' job hunting activity. But recently situation about our students job hunting isn't so good. Of course that kind of activity depends on self responsibility, but if we consider this situation, professors have to do something as a school teacher. This is a starting point of my policy about Seminar in the law faculty and my education.

Key words: legal subject, job hunting, civil law, corporate law

目次

1. はじめに
2. ゼミナールと法学教育
3. 法律学という学問
4. ゼミナールと就職活動
5. おわりに

1. はじめに

・法学部の現状・法学部では現在必修科目を全廃し、全て選択科目となった。意欲のある学生からは、自分の好きな科目だけ選択できてうれしいという声も聞かれたが、多くの学生は民法、商法のような難解で重要な科目の履修をしない。その結果基礎的な知識が欠落しているので、法的な議論にならない。非道いのは、「だっかわいそう」という調子である。

私は学部を卒業してから銀行に勤めた経験を持つが、

実社会では法律と経済は役に立つというのが実感である。特に法律では、民法及び商法が重要である。役所でも同様である。しかしながらその重要な科目の履修率が下がっている。

また同様にゼミの履修率も、一方で複数のゼミを履修する学生もいる反面、1つもゼミを履修しないで卒業する学生もいて、法学士に値する学生か否かは疑わしい。

一方で法学部の就職状況はかなり厳しく、女子学生を中心に一年に80名前後の就職浪人が出ている。彼らは安易に公務員を志望しているが、学力不足・準備不足から望むような結果が出ていない。その結果実に2割以上の学生が安易な就職浪人という結果になっている。

そこで私のゼミの目標は、①少なくとも民法・商法を1年～2年で全体を答案を書きながら学習する。②法律の資格を少なくとも1つ以上取る。③(金融法)論点つぶし以外に大学のゼミであるので、社会を理解

する一つの切り口として、金融問題を学習する。④就職活動に役立てる。としたものである

私は、97年度からゼミを開始したばかりである。必修ではない4単位という縛りの中でどこまで出来るか、手探りの状態であるが、ゼミの活動を始めたところである。

2. ゼミナールと法学教育

・伝統的に法学部の教育体制は、大教室の講義が中心で、やりたい人は自分で学習を進めなさいという形態であった。しかし一方で4年生になっても基本的な判例集の見方もわからない人が多数いる。そこで山田ゼミでは①金融法基礎（民法）ゼミ、②金融法（商法＋金融問題）ゼミを通じて、基礎的な問題をゼミ形式で確実に理解してもらうことを目標としている。

①基礎ゼミ・・・基本的な民法という科目を履修しない学生が多くなってきた→山田ゼミでは自前で学習する。2年生と3年生から金融法に入室した学生。毎回オリジナルな問題を使用しながら（資料①を参照のこと）、全員が毎回答案提出し、そのうえでレポーターが報告をする方式をとる。遅れがちな学生もいるが、一応全員ついてきている。90分のゼミで4～10時間の学習が最低限必要。おかげで学生の間では鬼の山田ということになった。最難関の科目なのでゼミのやり方も工夫をする（講義の進度とあわせる）。一番一般的な教科書を使用してオーソドックスな内容を心がける。復習テスト（ゼミで学習した問題の中から出題する。）。評価は出席点80点プラス復習テスト20点。テストは返却。納得のいく採点。一年間経つとそれぞれの学生が10cmくらいのレポートがたまる。しかし一番大変なのは私である。この中には司法試験・司法書士の受験生もいるので、とにかく一年間で民法を全範囲みるというのが目標である。議論がやや消極的だったのが反省点である。

②金融法ゼミ・・・持ち上がりの学生は金融法のみ。3年生から履修した学生は基礎ゼミと両方学習してもらおう。商法の論点つづしプラス大学の授業であるから、それ以外に金融法の研究も行う。商法の回は毎回設問に対する答案を提出してもらおう。如何に興味を持たせ

るかが問題である。時にはディベート（郵政3事業の民営化）等も取り入れて、なるべく学生が退屈しないように工夫をした。学生が張り切って準備をしてきたので、ディベートは盛り上がった。ESSの学生（北信越ディベートチャンピオン）が実に興味深い方法で議論をした。女の子も口角泡を飛ばず議論を行った。同じ狙いで他大学との研究会、学外の研究会への参加、就職活動への取り組み、東京研修、単位論文等を行ってきた。モットーは、「刺激を与えて、興味を持たせて、鍛える。結果を出させて自信をつけさせる」である。

金融の回は、北海道拓殖銀行及び山一証券の破綻等の現代的な問題をも取り上げて興味を持たせる。学生はよく調べてくる。はじめは全く興味のなかった学生も金融が一番おもしろいという声が聞こえてきた。

評価は出席点80点プラス論文の評価20点で行った。3年生から山田ゼミにきた学生は毎日6時間ぐらいは勉強している。4単位では割には合わないであろうが、皆がんばってやってくれている。

3. 法律学という学問

法律は実生活に役立つ学問であるというのが私のポリシーである。納得の上で、自信をつけさせる意味からも何か法律の資格を一つ取得させるのが目標である。ゼミの採用に際し予告はしておく。就職試験の時にはマイナスには働かないだろうし、履歴書にも書ける。更に法律を学習した証拠として自信につながる。本年度は火曜の午後二時間をとりまして勉強会を行った。

私の経験上会社に行っても、役所に行っても、資格試験でも法律は役立つ。会社に入ったら体系だって学習する時間はない。そこで無理矢理にでも基礎を身につけさせたい。採用前にそのことを説明しておく。

4. ゼミナールと就職活動

・このゼミの目標の一つが、「学生の就職」である。そこで金融法ゼミでは3回就職相談を行う。採用前に面接を行いその際に将来の希望を聞く。東京研修と称して学生の希望にあった職場及び先輩の話聞かせる。

金融の第1線の市場を見せる。その後第一回の就職相談を行う。12月に準備した論文を基に、証券ゼミナール大会に参加する。ここには全国から50以上の大学の500名前後の学生がいくつかのテーマに別れて議論を行う。そこで同年代の学生と話すことにより、とかく積極性・社交性がないといわれる学生に刺激を与える。ある学生が「今年はあまり話せなかった。来年はもっと話すぞ」と言っていたことが印象的であった。証券ゼミナールの後12月に最終の就職相談を行った。親とよく相談の上、第1から第3まで希望を書いたレポートを提出させその上で最終決定を行った。今年は公務員が多かったので学習法を中心に面談を行った。ここで注意すべきことは決定内容に関しては自己責任ということである。その中で一人非常に高い理想・希望を言って来た学生がいたので、その際には試験に落ちたら浪人するのか否か、留年するか、その際の学費はどうするか、親の了解済みかということも話をした。

5. おわりに

全体的に評価して、学生にも恵まれた面もあり、予定の計画をほぼ消化できた。わずか4単位という縛りの中ではそれなりのことが出来たのではないかと自己評価している。

このゼミでは学生が納得いく、透明性のある評価を目指している。復習テストは返却し、その際にコメントをし、評価の意味を説明する。ゼミに最後まで出席したことで80点の評価をする。

結果(就職状況)はこれから出るので、足りない点は反省し、改良を加えながら、自己満足ではなく、学生の満足になるように学生の声を聞きながらゼミ活動を続けるつもりである。講義では匿名でアンケートを採っている。ゼミでも匿名でアンケートをとり、ゼミの改良につなげていくつもりである。

ほぼ100%の学生がついてきた。ある複数の学生の感想によると、「金融が一番もおもしろくなった」といっていた。わずか4単位という縛りの中では一応の成果は出たのではないかと考えている。学生の言葉でまた来年もがんばろうという気になった。しかし目の前には採点を要するレポートの山がある。

I. ゼミ活動

- (1) **金融法基礎ゼミ**・・・民法（財産法）
- ① 春期Ⅰ（集中）・・・3日間：3月26～28日×4コマ＝12コマ（大学構内）
 - ② 第1期・・・14コマ（＋確認テスト）5月1日休講
 - ③ 夏期（合宿）・・・2泊3日。10コマの予定（8月前半）
 - ④ 第2期・・・14コマ（＋確認テスト）
 - ・資格試験受験（宅地建物取引主任、行政書士等：10月）
 - ⑤ 春期Ⅱ（集中）・・・3日間：翌年2月後半×4コマ＝12コマ（大学構内）
- 合計60コマ（予備2コマ）
- 評価は平常点（80点〔報告の評価等〕）＋確認テスト（10点×2）でおこなう。
- (2) **金融法ゼミ** 本年度は会社法及び金融法
- ① 第1期・・・14コマ
 - ・東京研修・・・2泊3日（今年度は4月30日から5月2日までの予定）
 - 東京証券取引所、野村証券ディリーングルーム、日本銀行本店・先輩訪問ほか
 - ・（基礎ゼミ合宿に参加）
 - ② 夏期（秋期）・・・3日間：9月24日～26日の予定×4コマ＝12コマ（大学構内）
 - ③ 第2期・・・14コマ
- 第2期には、8コマ程度各自が好きなテーマ（会社法または金融法）を選択して報告する。なお年度末に論文（卒論100枚程度・単位論文50枚程度）を提出する。
- ④ 春期（3年生のみ対象）・・・98年3月18日～20日予定12コマ

会社法の総まとめ

※このほか県内他大学との合同討論会及び全日本証券ゼミナール大会参加。

合計会社法42コマ（予備2コマ）＋金融法8コマ

評価は平常点（80点〔報告の評価等〕）＋提出論文（20点）でおこなう。

II. 年間ゼミ活動

97年	金融法ゼミ	金融法基礎ゼミ
3月		春期ゼミ（3月26日～28日） 第1期開始
4月	第1期開始	
5月	東京研修（4月30日～5月2日）	
6月	第1次就職面談	
7月		第1期ゼミ試験 資格試験ゼミナー
8月		基礎ゼミ合宿（2泊3日）： 8月4日～6日）
9月	金融法ゼミ集中ゼミ	
10月	第2期開始	第2期開始 資格試験受験
11月		
12月	論文準備（金融法報告） 「証券ゼミナール大会参加」 就職最終レポート提出 就職最終面談	
98年		
1月		第2期基礎ゼミ試験
2月		基礎ゼミ・春期ゼミⅡ （2月28日～3月2日）
3月	論文提出（単位論文・卒業論文） 金融法ゼミ春期ゼミ（3月18日～20日）	

【参考】

1997年12月12日～13日

「全日本学生証券ゼミナール大会」

於大和証券多摩研修センター 50大学500名前後参加

テーマ

- I. 持株会社解禁が証券市場に与える影響について
- II. 個人持株比率の低下が証券市場にもたらす影響について
- III. 日本版ビッグバンの証券市場に与える影響について
- IV. ベンチャー企業の育成と店頭市場の諸問題
- V. 不良債権の金融市場に与える影響について

2. 金融法ゼミ (商法)

★★★ [第2問]

株式会社A銀行の代表取締役Y₁、Y₂は、同銀行を代表して同銀行の資金から訴外B政党に対し5000万の政治献金を行った。A銀行の株主Xは同銀行の定款には、特定の政党に対する寄付行為について規定されていないと主張し、5000万をA銀行に返還するように求めて代表訴訟を提起した。諸君が裁判官ならばどのような判断を下すか。

(ポイント)

- ・ 会社の権利能力
- ・ 企業による政治献金

[ヒント]

- ① ジュリスト判例百選1事件 (最判昭27年2月15日)
- ② ジュリスト判例百選2事件 (最判昭45年6月24日)

III. ゼミでの問題例

1. 金融法基礎ゼミ (民法)

★ [第1問]

新潟県I郡B村に住むXは、同地内の温泉が遠方から温泉を引いているのを目を付け、よく見たところその引湯管の一部がA所有の土地の一部を通過しているのを発見した。その土地はいわゆる荒れ地で、通常地価は1000坪で500万程度であった。

そこでXはAからその土地を500万円で購入し、その後その温泉を経営しているY会社に対し、自らの所有権に基づき引湯管の撤去を要求した。もしできないならばその土地を1億円で買えと請求した。XのYに対する請求は認められるか。

(ポイント)

- ・ 「権利濫用」の理解

(ヒント)

- ① ジュリスト判例百選I・1事件 (大判昭10年10月5日)